

## 第5章 試験機関に関する規程

大阪府内建築行政連絡協議会

平成16年4月1日 制定

平成28年4月1日 改正

工事計画・施工状況報告書作成要領(構造関係) 3. 1. 1 に規定する試験機関を次のとおり定める。

### 第1 コンクリートに関する試験

次の掲げる報告書に関する試験は、コンクリート工事に関する取扱要領第7により登録を行った試験所とする。

- ・ 3.4 骨材試験報告書
- ・ 3.6 硬化したコンクリート塩化物試験報告書
- ・ 3.7 コンクリート圧縮強度試験報告書・コンクリートコア圧縮強度試験報告書

### 第2 鉄筋・鋼材に関する試験

次に掲げる報告書に関する試験は、第三者機関で行うものとする。

- ・ 3.10 鉄筋強度試験報告書
- ・ 3.11 PC鋼棒・PC鋼線およびPCより線強度試験報告書
- ・ 3.12 鋼材強度試験報告書
- ・ 3.13 ボルト類強度試験報告書
- ・ 3.16 溶接部強度試験報告書
- ・ 3.17 圧接部強度試験報告書

### 附 則

- 1 この規程は平成16年7月1日から施行する。
- 2 コンクリートに関する試験機関についての運用規定(平成10年11月5日制定)は、廃止する。
- 3 この改正後の規程は平成28年4月1日から施行する。